

2007年度決算投資家説明会（2008年7月11日）に関する主要な質問と回答

平成20年7月11日に開催致しました平成19年度決算説明会に関しまして、投資家の皆様から頂いた主要なご質問と、当行からの回答を掲載致します。

Q. 移行期間中においても、政府借入金はある程度の規模で続くと見てよいでしょうか。

A. 現在の想定では、移行期間中の5年乃至7年の間についても、財政融資資金の借入、あるいは政府保証の活用が行われる見通しにあります。

ウェートについては、年度毎の投融资計画及び資金調達計画の中で財務省の承認事項となるため、今後毎年、財務省との折衝の中で決めていくこととなりますが、常識的に考えればやはり民営化へ向かう以上、通常であれば少しずつ減少していくことになるでしょう。現状、どのような減り方をしていくのかについては、決定しておりません。

Q. 年限が従来に比べ短くなるなど、政府借入金の条件が変わる可能性はありますか。

A. 年限、あるいは条件については、これまでと変化はないと想定しており、また弊行の独自の信用による調達との兼ね合いの中で、期間についてはデュレーション調整などの観点も含めて弾力的に対応してもらえらるものと考えております。

Q. 移行後の完全民営化に向けて、マスコミ報道等では黄金株の話なども出てきています。

一方、黄金株が入った段階で逆に自由度がかなり減るとい部分もあるかと思いますが、もしお考え等ありましたらお聞かせ下さい。

A. 弊行に係る政府所有株をどのような形で処分していくかについては、売却方法や黄金株の議論等を含めて、今後、国において議論されることとなっております。法律上及び付帯決議上において、斯かる建て付けとなっておりますが、当該議論は全く始まっておりません。今後の株式会社化の後、弊行のビジネスモデルの定着度合いなどを見極めた上で、国において議論が始まるということなので、黄金株の議論はまだ全く影もないということだと思っております。現段階においては否定でも肯定でもなく、それ以前のステージにあるということです。

Q. 9月に概算要求がある程度見えてくると思いますが、概算要求は所謂民営化のビジネスモデルがある程度反映された要求という形になるのでしょうか。

A. タイミングからするとご指摘の通り、8月末日に概算要求を出すこととなります。ただ次回概算要求においては、来年度は既に形態は株式会社になっていることから、非常にざっくりとした話、即ち、規模をどうするか、その中で自己調達をどうするかといった大きな枠組みを決めていくという形での概算要求になっていくと思っております。そのため、

業務一つ一つの中身に対して資金配賦を細かく詰めていく作業にはならないと想像しております。

従いまして、ビジネスモデル及び中期計画等の検討の途中であっても、大きな狂いが生じてくるということは起きないと考えております。もちろん、弊行が内部で現実のオペレーションに落とし込んでいくプロセスでは、その両者を整合させてやっていく必要はあると思いますが、少なくとも来年度概算要求を議論する当初の部分では、大きな障害や齟齬は生じずに、弊行の裁量でやっていける形になるだろうと考えております。

Q. 債券と調達ローンのステータスの問題について教えてください。9月末までは、債券のほうが一般担保も付いており法的に優先していると思いますが、民間借入については無担保と考えてよいのでしょうか。また10月以降については、債券とローンをパリパスにするために一般担保条項を外すという話だったかと思いますが、今後は債券とローンは担保提供など契約上のステータスを一緒にして頂けるという理解でよいのでしょうか。さらに民間調達のデットと政府借入のデットとのステータスの違いについては、どう考えればよいのでしょうか。

A. 第一点の債券とローンの議論については、双方とも重要だと思っており、量的にどちらかに偏重するという事は考えておりません。民間借入は株式会社化に先行して、昨年度1,000億円の借入を行いました。今年度は2,000億円にチャレンジしようとしており、ゆくゆくは債券とも同様のボリューム感で並行して調達していくことになると思います。

9月末までに発行する財投機関債については一般担保条項が付されているため、斯かる点で優先性がありますが、10月以降これが外れ、借入と並んで一般担保条項なしのパリパスとなります。民間からの借入については一般担保条項が付されていないので、斯かる意味での財投機関債の優先性はきちんと償還まで優先されますが、一方でそれ以外のものについては、政府からの借入もパリパスとなります。

Q. 民間企業の場合、社債権者側の問題としてローンの財務制限条項などが見えないという点がありますが、御行の場合は10月以降も、そこをガラス張りにして頂けるという理解でよいのでしょうか。常にパリパスが維持される形で調達することが担保されますか。

A. 相対の借入と債券発行の必要性は、双方とも同じような位置づけで、量的にも同じような形で発行残高も増やしていこうと考えております。斯かる意味では、債券の投資家の皆様には、その点をきちんとご説明させて頂き、借入において変な担保を付けて優先性があるような形にはしないよう努めて参りたいと思います。

Q. 債券の調達方法の今後の考え方について、教えてください。御行は今後、外債と国内債をどのように調達すると考えればよいのでしょうか。恐らくビジネスモデルの中でということになると思うのですが、どういった点に着目をして決定していくか教えてください。

A. 今後、資金調達をいかに円滑に行うかは非常に重要なテーマになります。調達すべき金額は決して小さなものではありません。従いまして、良質な資金調達を行うべく条件面及びボリュームにおいて最善を尽くすという意味では、いずれにしても債券発行と民間借入を中核に据えた調達を行っていくという前提に立つこととなります。そのため、年限や発行地域の多様化を図ることで、多くの需要を掘り起こし、投資家の皆様のご理解を頂き、発行を円滑に行うのが基本姿勢となります。

債券の発行場所についても内外問わず良い条件のあるところがあれば、積極的にご説明をし、発行させて頂くことを根本に据えてやって参りたいと思います。

以 上